

議案第95号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正概要

1 改正理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されたこと及び国において育児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことを踏まえて、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

配偶者の出産に当たり、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得できる育児参加休暇について、取得期間を以下のとおり拡大する。取得日数は現行どおりとする。

① 養育の対象が出産に係る子及び小学校就学の始期に達するまでの子の場合

現行⇒出産予定日以前8週間及び出生日の翌日から8週間

改正後⇒出産予定日以前8週間及び出生日から1年間

② 養育の対象が出産に係る子の場合

現行 ⇒出生日の翌日から8週間

改正後⇒出生日から1年間

(2) 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の改正

① 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数制限が緩和されたことに伴い、再度の育児休業の取得を認める要件としていた育児休業計画書による申し出を不要とする。

② 育児短時間勤務の再度の請求に要する計画書の名称等所要の整備を行う。

※以下は育児休業制度の改正概要

現行：原則1回まで（別途、取得期間のすべてが出生後8週間以内（多胎出産の場合は10週間以内）の育児休業を1回取得可能）

改正後：原則2回まで（別途、取得期間のすべてが出生後8週間以内（多胎出産の場合は10週間以内）の育児休業を2回取得可能）

【現行（原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回）】



3 施行期日

公布の日から施行する。